

審議会の所掌事務等について

入間市情報公開・個人情報保護運営審議会は、本市における情報の公開に関する制度及び個人情報の保護に関する制度の適正かつ円滑な運営を図るため、設置されるものです（入間市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（以下「審議会条例」という。）第1条）。

所掌事務は、次の二つです。

一つ目は、入間市情報公開条例の規定（第28条：実施機関は、情報の公開に関する制度の適正かつ円滑な運営を図るため、審議会の意見を聴くものとする）、入間市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定（第4条：当該条例の改正・廃止、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則制定等で、意見を聴くことが特に必要と認めるとき）及び入間市議会の個人情報の保護に関する条例の規定（第50条：議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問できる）により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議することです（審議会条例第2条第1項）。

二つ目は、入間市情報公開条例、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び入間市議会の個人情報の保護に関する条例の運用に関する重要な事項について調査及び審議を行い、実施機関に対し意見を述べるということです（審議会条例第2条第2項）。

また、当審議会は10人以内で組織し、任期は2年となっております（審議会条例第3条・第4条）。今回は、9名の委員の皆様にご委嘱させていただき、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとさせていただきます。

1 個人情報等に関する内部監査について

令和5年度からの個人情報保護法の適用により、「入間市個人情報の取扱いに関する管理規程」を制定し、個人情報の管理について監査を行い、確認を行っています。入間市においては、法の改正以前から、情報セキュリティ対策や特定個人情報の取扱いについて監査を実施しており、令和5年度から、従前から行っていた監査に個人情報を付随する内容で監査を実施しています。

今年度の内部監査については、令和6年6月から実施しており、現在、報告書の取りまとめを行っているところです。監査結果につきましては、次回審議会でご報告させていただく予定です。

2 令和5年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

令和5年度の情報公開請求及び自己情報の開示請求の状況については、資料別紙2、3のとおりです。

(1) 情報公開に関する公文書開示請求について

- ・部分開示については、主に、情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報、第7条第2号に規定する法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして判断した結果となります。
- ・不開示については、請求された内容に関する文書を作成していないため、不存在として決定しているものが主なものとなります。

(2) 自己情報に関する開示請求について

- ・個人情報に関する自己情報開示請求については、市民生活部と福祉部への請求が主なものとなっています。市民生活部は、住民票等の第三者請求に対して誰が取得したのかを確認するために請求するケースや、各種相談を行った

際の記録を請求するケースが多く、福祉部は、他の行政機関に提出するための意見書を取得するケースが主なものとなっています。

- ・部分開示については、本人以外の個人に関する情報が記載されているものとなっております。
- ・不開示については、個人情報保護法第78条第1項第7号に規定する、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるためとなっております。

3 個人情報ファイル簿の更新及び公表について

個人情報保護法第75条の規定により、入間市でも個人情報ファイル簿の作成を行い、HP上で公開しております。

(<https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/somuka/johokokai/1053.html>)

個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル管理簿については、見直しを適切に行っていくことが課題となっており、毎年見直しを行っていく方針です。今年度の見直しについては、令和6年7月から市内で調査を行っており、現在は集計を行っているところです。こちらにつきましても、集計及び公表後、次回審議会でご報告させていただきます。

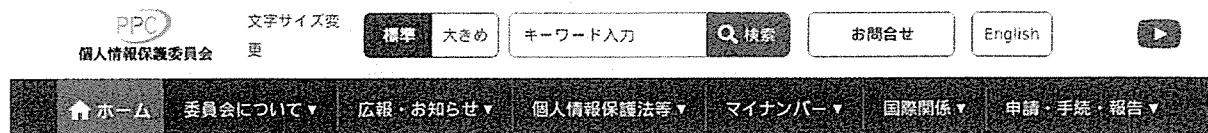
4 個人情報保護委員会令和5年度年次報告について

令和6年6月11日に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）から令和5年度年次報告が公表されました。当該報告書については、個人情報保護法第168条の規定に基づき、国会に報告するものです。

この年次報告は、第1章委員会の組織等及び所掌事務、第2章委員会の所掌事務の処理状況で構成されており、その年度の委員会の活動実績が把握できるものとなっております。

【報告書掲載場所】

個人情報保護委員会 HP : <https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/>



個人情報保護委員会 > 委員会について > 年次報告・上半期報告

○ 年次報告・上半期報告

年次報告は、個人情報保護法第168条の規定に基づき、委員会の所掌事務の処理状況について毎年国会に報告するものです。
上半期報告は、毎年4月から9月までの上半期における委員会の主な活動実績について、委員会独自の取組として公表するものです。

令和5年度

- 【概要】令和5年度個人情報保護委員会年次報告 (PDF: 698KB)
- 令和5年度個人情報保護委員会年次報告 [HTML版 | pdf版 (PDF: 957KB)]
- 【概要】令和5年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について (PDF: 411KB)
- 令和5年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について (PDF: 452KB)

(1) 漏えい等事案について

令和5年度の行政機関等に対する監視として、「保有個人情報の漏えい等事案について1,159件の個人情報保護法第68条第1項に基づく報告の処理を行った。このうち、国の行政機関等による報告は162件、地方公共団体等による報告は997件であった。

上記の報告事案の多くは前年度と同じく要配慮個人情報を含む保有個人情報の漏えい等（施行規則第43条第1号該当）であり（国の行政機関等：61.1%、地方公共団体等：80.3%）、これに次いで本人数が100人を超える保有個人情報の漏えい等（同条第4号該当）が多かった（国の行政機関等：31.5%、地方公共団体等：18.8%）。発生原因の多くが誤交付、誤送付、誤廃棄、紛失等のいわゆるヒューマンエラーであり（国の行政機関等：合計64.8%、地方公共団体等：合計78.8%）、システムの誤設定等その他に該当するものがこれに次いで多かった（国の行政機関等：22.8%、地方公共団体等：17.7%）」ことが報告されております。

(2) 資料提出の求め、実地調査、指導及び助言の状況

令和5年度の報告書では「実地調査の実施に当たり、令和5年度の実地調査及び立入検査計画を策定し、調査の実施方針として、①行政機関等に対して計画的な調査を行うこと、②漏えい等事案の報告等を踏まえ、随時に調査を行うこと等を定めている。令和5年度において、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）の遵守状況等を確認するため、行政機関等に対する計画的な実地調査等を65件実施し（うち51件はマイナンバー法に基づく立入検査と一体的に実施）（付表1（4））、個人情報の適正な取扱いに関して改善を求める指導、指導した事項について報告を求める資料提出の求め等を行った。」ことが報告されております。

【具体的な事案】

- ① 資源エネルギー庁が管理運用する「再生可能エネルギー業務管理システム」について、一般送配電事業者に割り当てられたアカウントのID及びパスワードを、関係小売電気事業者が利用して同システム内の保有個人情報を閲覧し利用していた事案では、資源エネルギー庁に対し、個人情報保護法第66条第1項（安全管理措置）についての指導を行った。
- ② 青森県野辺地町において、大部分の町民の氏名、生年月日、健康診断結果及び新型コロナワクチン接種履歴等の個人情報が記録されたUSBが紛失し、漏えいのおそれが生じた事案では、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止の不徹底、個人情報の取扱状況を確認する手段の整備の不徹底及び漏えい等の安全管理上の問題への不十分な対応について、個人情報保護法第66条第1項（安全管理措置）についての指導を行い、再発防止策の実施状況について資料提出等の求めを行った。
- ③ 長野県教育委員会が所管する高等学校2校の教諭2名（各高等学校それぞれ1名が、サポート詐欺に遭い、当該サポート詐欺を図った攻撃者からの誘

導に従い、校務用端末であるPCに遠隔操作ソフトを無断でインストールした結果、当該高等学校の生徒及び教職員に関する保有個人情報の漏えいのおそれが発生した事案では、同教育委員会に対して、外部からの不正アクセスの防止の不徹底及び漏えい等の安全管理上の問題への不十分な対応について、個人情報保護法第66条第1項（安全管理措置）についての指導を行い、再発防止策の実施状況について資料提出等の求めを行った。

(3) 今後の市の対応について

報告書によると、個人情報の漏えい事案については、「発生原因の多くが誤交付、誤送付、誤廃棄、紛失等のいわゆるヒューマンエラー」であることが指摘されています。現在、行っている監査では、職場での個人情報保護及び情報セキュリティの知識向上が図られるように、OJTを中心とした組織体制の構築を行っているところです。

今後もOJTを中心とした職員の研修等を行い、漏えい等事案を起こさない組織体制の構築を目指します。

○入間市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

平成7年12月21日

条例第34号

(設置)

第1条 入間市情報公開条例(平成15年条例第18号。次条において「公開条例」という。)による情報の公開に関する制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。次条において「保護法」という。)及び入間市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第20号。以下「議会個人情報保護条例」という。)による個人情報の保護に関する制度の適正かつ円滑な運営を図るため、入間市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平15条例18・平18条例39・令4条例19・令5条例20・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、公開条例、入間市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第19号)及び議会個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項について審議する。

2 審議会は、前項の規定によるほか、公開条例、保護法及び議会個人情報保護条例の運用に関する重要な事項について調査及び審議を行い、実施機関に対し意見を述べることができる。

(令4条例19・令5条例20・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議に必要と認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(平28条例27・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第19号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第20号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度情報公開請求（申出）・決定状況

実施機関	請求(申出)件数			決 定 状 況			
		請求	申出	開示	部分開示	不開示	その他 (取下げ)
市長	302	292	10	94	67	141	-
企画部	153	153	-	41	22	90	-
総務部	30	30	-	15	13	2	-
市民生活部	43	42	1	17	13	13	-
環境経済部	51	49	2	6	11	34	-
都市整備部	17	13	4	9	7	1	-
福祉部	2	1	1	1	1	-	-
こども支援部	2	2	-	2	-	-	-
健康推進部	2	-	2	1	-	1	-
危機管理課	-	-	-	-	-	-	-
会計課	2	2	-	2	-	-	-
教育委員会	17	17	-	13	4	-	-
選挙管理委員会	1	1	-	1	-	-	-
公平委員会	-	-	-	-	-	-	-
監査委員	2	2	-	-	-	2	-
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-
上下水道事業管理者の権限 を行う市長	26	20	6	22	4	-	-
議会	-	-	-	-	-	-	-
合 計	348	332	16	130	75	143	-
〔参考〕 令和4年度件数	126	121	5	51	35	32	8

請求(申出)者の区分	人数	件数
市内に住所を有する者	12	301
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3	3
市内の事務所又は事業所に勤務する者	1	1
市内の学校に在学する者	-	-
その他、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする相当 の理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	15	29
上記以外の者	12	14
合 計	43	348

令和 5 年度自己情報の開示請求・決定状況

実施機関	請求件数					決 定 状 況			
		開示	訂正	削除	中止	開示等	部分開示等	不開示等	その他
市長	36	36	-	-	-	24	11	1	-
企画部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市民生活部	7	7	-	-	-	-	7	-	-
環境経済部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市整備部	1	1	-	-	-	-	-	1	-
福祉部	24	24	-	-	-	24	-	-	-
こども支援部	2	2	-	-	-	-	2	-	-
健康推進部	2	2	-	-	-	-	2	-	-
危機管理課	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計課	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公平委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上下水道事業管理者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	36	36	-	-	-	24	11	1	-
〔参考〕 令和 4 年度件数	22	22	-	-	-	15	5	2	-

入間市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿（公開用）

任期 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日

No.	氏 名	職 業 等	役 職	備 考
1	安部 仁	公募委員	委員	再任
2	倉島 安司	学識経験者	委員	再任
3	齋藤 俊明	入間市商工会員	委員	再任
4	高山 勇	行政経験者	委員	再任
5	斎館 秀典	学識経験者	委員	新任
6	手島 吉紀	公募委員	委員	再任
7	手塚 宣夫	学識経験者	委員	再任
8	夏井 正明	人権擁護委員	委員	再任
9	吉野 勝	社会教育委員会議委員	委員	新任

